○関西医科大学産学連携及び知的財産に関する規程

(設置)

第1条　関西医科大学に産学連携知的財産統括室(以下「統括室」という。)を置く。

(目的)

第2条　統括室は、産・学・官・地域との連携の適正かつ円滑な実施及び本学の職員に発明を奨励するとともに、知的財産の創出、管理及び合理的な活用を図り、もつて本学の発展に寄与することを目的とする。

(分掌)

第3条　統括室は、次の事項に係る業務をつかさどる。

(1)　産・学・官・地域との連携に関すること。

①　情報を発信し、社会との橋渡しを行う。

②　行政、企業、他機関等に対する大学の窓口として機能する。

③　連携を円滑に推進するための支援を行う。

(2)　知的財産の創出・管理・活用に関すること。

(3)　共同研究及び受託研究に関すること。

(4)　産学連携及び知的財産推進に係わる研究助成獲得への支援

(5)　産学連携や知的財産を推進するための啓発活動

(6)　寄附講座の事務に関すること。

(7)　その他、産学連携及び知的財産にかかわる事項

(室長の選任、任期及び職務)

第4条　室長は、学長が指名し、全学教授会で報告する。

2　室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼務者の任期は連続して就任する場合には2期を限度とする。

3　室長は、統括室を管理し、運営にあたる。

(知的財産統括アドバイザー)

第5条　統括室に知的財産統括アドバイザーを置くことができる。

(教員)

第6条　統括室に室長の他に教員を置くことができる。

(事務職員)

第7条　統括室に事務職員を置く。

(産学連携知的財産推進委員会)

第8条　次の重要事項を審議するため産学連携知的財産推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1)　統括室の管理運営に関すること。

(2)　産学連携及び知的財産に係るシステム作りの提言及び他部門、他の委員会との調整

(3)　その他広く産学連携知的財産活動に係わる審議事項

(委員会組織)

第9条　委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

(委員会委員長)

第10条　委員長は、統括室室長が兼ねる。

2　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、職務遂行に困難が生じる場合には委員長代理を指名することができる。

(委員会委員)

第11条　委員は、次に掲げる者に学長が委嘱する。

(1)　統括室室長

(2)　統括室に所属する教員

(3)　大学事務部長

(4)　学長が必要と認めた本学教職員若干名

(5)　その他学長が必要と認めた者

2　前項第4号、第5号の委員は学長が指名する。

3　第1項第4号、第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会議事)

第12条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

2　委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会委員以外の者の出席)

第13条　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(雑則)

第14条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規程の改廃)

第15条　この規程の改廃は、全学教授会で審議し学長が決定する。

附　則

1　この規程は、平成19年4月17日から施行する。

2　関西医科大学産学連携委員会規程は、この規程の施行日をもつて、廃止する。

附　則

この規程は、平成27年3月19日から施行する。